

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	地方税法及び条例に基づく軽自動車税の賦課に関する事務で、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①軽自動車税申告書に基づく登録・異動・廃車処理 ②軽自動車税の賦課及び変更 ③納税通知書送付 ④身体障害者等に係る減免
③システムの名称	・軽自動車税システム ・宛名システム ・番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税特定個人情報ファイル (2)宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条別表の項番号24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	狭山市 総務部 市民税課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をおこなっているため。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイル名	(2)宛名特定個人情報ファイルについて未記載	(2)宛名特定個人情報ファイルを追加	事後	
平成29年1月25日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課長 杉田 幸伸	市民税課長 宮嶋 猛	事後	
平成29年1月25日	II-1 いつ時点の計数か	2015/3/1	2017/1/1	事後	
平成29年1月25日	II-2 いつ時点の計数か	2015/3/1	2017/1/1	事後	
平成29年5月1日	II-1 いつ時点の計数か	2017/1/1	2017/4/1	事後	
平成29年5月1日	II-2 いつ時点の計数か	2017/1/1	2017/4/1	事後	
平成30年5月1日	II-1 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年5月1日	II-2 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年5月1日	II-1 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年5月1日	II-2 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和2年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課長 宮嶋 猛	市民税課長 土屋 晃裕	事後	
令和2年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年9月10日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の項番号27の項、番号法別表第2の主務省令で定める事務	番号法第19条第8号、別表第2の項番号27の項、番号法別表第2の主務省令で定める事務	事後	
令和3年9月10日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課長 土屋 晃裕	市民税課長	事後	
令和3年9月10日	II-1 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月10日	II-2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年7月1日	II-1 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年8月1日	II-2 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項、別表第1の項番号16の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条別表の項番号24の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年11月15日	I－4 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2の項番号27の項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/10/1	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/10/1	事後	